

# ★難病等で市外通院している皆様へ★

令和6年4月1日受診以降から  
制度の内容が変更になりました

- 変更ポイント1：回数制限を撤廃
- 変更ポイント2：対象者を拡大(受給者証のない医療的ケア児)
- 変更ポイント3：交通手段に飛行機・介護タクシーを追加
- 変更ポイント4：助成要件に有料高速道路の料金を追加

請求可能経費	必要書類等
自動車 自宅⇄病院の距離×市契約ガソリン単価÷10km	なし(車で行ったと申し出) ※距離はインターネットサイトで測定
公共交通機関や介護タクシー	領収書など支払ったことがわかるもの
有料道路(6,000円) ※実費の半額(片道3,000円まで)を助成	領収書 又は ETC利用明細
宿泊料 ※原則一泊(6,600円)	領収書など支払ったことがわかるもの
<b>特記事項</b>	交通費は、実費額としますが、支給できる上限額は1回の通(入退)院につき原則25,000円が上限となります。 交通費と宿泊費の領収書がない場合：クレジットカードの明細など支払ったことが分かるものであれば可 宿泊費は、根室・釧路管内での宿泊は対象外なのでご注意ください。

## 申請方法 (2つのSTEP)

市役所社会福祉課へ

### STEP 1 受給資格の登録

○難病や小児慢性等の方  
→医療受給者証を持参

○医療的ケア児の保護者様  
→主治医意見書様式を持参  
医師意見書取得費用も助成します。

※初めての方は、  
預金通帳も持参してください。  
※資格登録は年1回必要です

### STEP 2 交通費の請求 (原則年度内/まとめて申請可)

- 1 医療機関発行の領収書
- 2 印鑑
- 3 交通費や宿泊費を支払ったことがわかるもの

を持参し市役所社会福祉課  
へ提出してください。

【問合先】市社会福祉課福祉担当 電話 0153-23-6111